

〔4番 上ヶ吹豊孝 登壇〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

1つ目、シニアカーの安全走行について。令和3年3月議会ではかの議員がシニアカーについて一般質問をされましたが、今回、市の答弁の進捗状況も含めお聞きしたいので質問いたします。近年、高齢者ドライバーによる交通事故の割合が年々高まっています。記憶にあるのが2019年に起きた池袋の死亡事故で、大きく報道され高齢者の自動車運転が社会問題となりました。高齢者の自動車事故を減らすために運転免許証の返納が推奨されるようになり、返納後、地方では生活の移動手段としてシニアカーを利用される方が増えています。シニアカーは、道路交通法では歩行者扱いのため原則歩道を走行しなければなりません。また、免許返納者は4輪であるため自動車と同等の交通ルールで走行しているようです。多いのが交差点で右折する場合、直接右折する。歩道があるのに車道を走るなど、安全走行面で周知されていないことや、走行する歩道にも問題があるように思いますので今回質問いたします。

1つ目、歩道整備について。神岡町山田地内にお住まいの高齢者で免許を返納され、現在郵便局や診療所等の移動手段としてシニアカーを利用されていますが、県道75号、飛騨朝霧街道には歩道があり歩行するには問題がないのですが、タイヤの小さいシニアカーでは走行できないほど傷んでいる箇所が多くあり、やむを得ず車道を走行しているそうです。県道75号は幅員も狭くカーブもある道路なので、とても危険です。飛騨市内でも市道や県道の歩道でシニアカーが走行できないほど傷んでいる箇所があるのではないかと心配しています。シニアカーの運転走行で市民の安全を守る観点から、県道や市道の歩道整備についての考えを伺います。

2つ目、シニアカーの安全走行と有効活用。令和3年3月の一般質問で「地域や家族、警察などと連携して利用者への安全な乗り方の指導ができませんか。」との質問がありました。答弁としては「乗り方等の注意事項や指導事項については、まず販売事業者を通して周知できる体制を作ることが効果的。警視庁のホームページに公開している安全マニュアル等、簡易で分かりやすいチラシを活用して、販売事業者から購入者に指導いただけるよう市から願います。」とありますが、事業者との連携は図られたのでしょうか。また「チラシを市内回覧することで、シニアカーの安全利用について地域の民生委員や市の地域見守り支援員の訪問活動を通じて個別にチラシを配布するなど、十分に気をつけていただくよう声かけ、安全啓発も行う。」とありますが、現在までにこうした活動は実施されたのか伺います。民生委員や地域見守り支援員の方が訪問されたのであれば、シニアカーの所有者は把握されているのか伺います。シニアカーを購入される方は、数年利用して不要となるケースが多いようです。購入費は約30万円から50万円と高価です。不要になった後、十分に使えるものが多いので、行政が仲介し市民で必要な方にあっせんしたり、購入できない方には有料でリースする仕組みをつくり、シニアカーを有効活用することができないか伺います。

3つ目、保険加入とヘルメット着用。シニアカーは歩道を走行するのが基本です。スピードは時速6キロメートルと遅いのですが、重量があり、万が一歩行者と接触した場合には、相手方がけがをされる心配があります。前回の市の答弁でも、「現状では保険の補償内容や費用の負担感

等その詳細を把握していないので、実態調査の上、販売事業者や購入者へのインセンティブの必要性等も含め、有効な手立てを検討する。」とありますが、保険加入への検討内容や実施された内容を伺います。また、御存じのように今年の4月から自転車に乗る方にはヘルメット着用が努力義務となりました。現在のところシニアカーにはヘルメット着用の義務はありませんが、高齢者の方は少しの衝撃でも転倒の恐れがあります。飛騨市独自でシニアカー所有者へのヘルメット着用をお願いしてはどうでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

シニアカー安全走行についての1点目のご質問、歩道整備についてお答えします。

主要地方道神岡河合線の神岡町山田地内においては、車道及び歩道ともに幅員が狭く、毎年県に対して道路改良の地元要望がされておりますが、現道を改良するには沿線の住宅への影響が非常に大きいことなどの課題も多く、現時点では事業化には至っておりません。

県道の歩道につきましては、蓋掛けされた道路側溝と兼用した構造となっており、歩道幅が足りないところや蓋の老朽化等による段差がある箇所などがあり、地元要望や道路パトロール等により順次、段差解消や舗装補修等に努めていただいております。ご指摘のシニアカーが通行する目線も含め、引き続き古川土木事務所と連携しながら支障となる箇所の改善に努めてまいります。

飛騨市内において、こうした歩道の通行に支障となる路線はほかにもあり、近年では神岡町市街地の朝浦から本町へアクセスする県道長倉神岡線において、長年課題となっていた歩道の段差解消を図るため、マウントアップ型の歩道から車道と歩道に段差のないフラット型の歩道に改善し、防護柵による歩車道分離を図ることで安全が確保され、現在継続して工事を進めていただいております。

市としましては、これまで通学路に重点をおいて歩道整備を進めておりましたが、今後は特に交通量の多い路線の歩道整備について、シニアカーの通行も考慮しながら歩道利用者の安全確保に努めてまいります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

2点目のシニアカーの安全啓発と有効活用についてお答えします。

令和3年3月議会の一般質問において小笠原議員からご質問がありましたので、その後、飛騨警察署や市内販売店に現状等を確認いたしました。飛騨警察署からは、大きな事故につながる乗り物ではないが、道路交通法上は歩行者と同じであるため歩道を通行するなど交通ルールを遵守して利用してもらいたく、高齢者交通安全大学校を小学校区単位で開催する中で、カリキュラムの一環としてシニアカーの安全運転講習会を行っています。今年度は古川西小学校区において地区のシニアクラブに受講を呼びかけ、実施されております。市内販売店においては、メーカーか

らの分かりやすい取扱説明書があるため、それを用いて購入時に注意喚起を促す対応がなされていました。

これらを踏まえて、市では簡易版のシニアカー安全利用のリーフレットを作成し、町内回覧による周知や地域見守り相談員の訪問活動時に対象となる方へ配布し、安全運転の啓発を行いました。また、市内販売店にもリーフレットの配布にご協力をいただきました。

シニアカー所有者の全数まで把握はしていませんが、見守り訪問時の会話の中で利用されている方を確認しています。

また、シニアカーの有効活用については、令和2年度に免許を自主返納された方を対象に、返納後の移動手段等について聞き取り調査を実施しました。その結果、「シニアカーは雨天や積雪時には利用ができない。」「危険だから家族にシニアカーの利用を止められている。」「運転する自信がない。」といった意見がありました。

こうしたことを踏まえ、シニアカーも移動手段として有効ではあるものの公共交通等の活用も必要であると考えます。このため、市では公共交通ひだまるの路線見直し等により改善を図るとともに、いきいき券等でその利用支援を行っています。また、ご近所の方等による無償送迎にボランティアポイントを付与し、近隣等による助け合いの活動の推進を図っております。なお、シニアカーのあっせんやリースについては市が介入するものではなく市場の中で取り扱うものと考えていますが、高齢者の外出支援策については今後も市民のニーズを捉えながら検討してまいります。

続きまして、3点目の保険加入とヘルメット着用についてお答えします。

保険加入の促進策については、介護サービスにより福祉用具レンタルをされている方は保険加入を事業者で行っている実態があり、介護サービスとして利用されていない方の場合、市内で交通事故の情報がなかったことから令和3年当時は見送っている状況ですが、今後、飛騨警察署とも連携しながら保険加入の推奨について検討いたします。

ヘルメットの着用についても、議員ご説明のとおり義務ではありませんが、万が一、事故に遭った場合の効果は多分にありますので、地域見守り相談員の戸別訪問の際に、これまでのシニアカー安全利用の周知に合わせてヘルメットの着用を推奨してまいります。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

1点目の森部長の答弁のように、今までシニアカーはさほど多くなかったのですが、団塊の世代に入り今後ともシニアカーは急速に伸びると思います。今まで歩行するには問題なかったけどもシニアカーで走行するには問題の箇所が多々あると思いますので、ぜひ幅員の拡幅も含めよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、私も神岡交番へシニアカーの相談に行きました。警察としてはどうしても歩行者扱いなので、なかなかシニアカーに乗っている方の指導とかができないと。シニアカーと歩行者がぶつかっても、歩行者同士の事故だということで事故としても上がってこないということで、例えばヘルメットだとか、そういったことは行政がやらないとなかなか警察のほうでは取り組んでいただけないと思ひますので、ぜひその辺はよろしくお願ひします。

2問目に移ります。高齢者の通いの場について。最近、高齢者の方からコロナ禍ではいろいろ

な集まりもなく、地域の方との交流がほとんどなかった。やっとな新型コロナウイルス感染症も終息し、高齢者が集まる行動や集会を期待したが、期待したほど集まる行事や少し立ち寄り寄って語る機会や場所もなくなったと伺いました。そこで私は令和3年6月定例会で「フレイル予防には社会参加や人との交流が重要で、高齢者が集まる場所を設置してはどうか。」と質問いたしました。市の答弁としては「高齢者の皆さんが主体になって定期的に集まる場を介護予防に資する通いの場と捉え、市内で300か所を超える場をリスト化しています。その内容は、市で立ち上げ支援をして自主化した体操教室69か所をはじめ、社会福祉協議会等が支援している高齢者サロン20か所、シニアクラブの軽スポーツや趣味等の活動80か所、その他は公民館サークル、各種習い事の教室等となっています。議員ご指摘のとおり井戸端会議など高齢者の皆さんが気軽に顔なじみの方と話ができる環境も地域における重要な介護予防資源ですので、発想を広げ様々な場で人と話し、交流することの重要性をさらに啓発してまいります。」との回答でしたが、現状の進捗状況を伺います。

1つ目、通いの場の設置状況は。通いの場として300か所を超える場所をリストアップされましたが、現状はどれだけの場所を確保できたのか。また、場所を開設するにあたり課題や問題点があればお聞かせください。市としては300か所を超える場所をリストアップされましたが、最終的には何か所ぐらい、いつ頃までに開設するのか伺います。

2つ目、通いの場の利用状況は。通いの場を検討され設けられて、多くの場所で高齢者の集まりがあると思いますが、利用者の方の利用状況や、フレイル対策効果はいかがですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

1点目の、通いの場の設置状況についてお答えします。

現在の活動状況については、コロナ禍の影響等により休止していた活動も徐々に再開し約310か所の地域活動は維持できている状況です。しかしながら集まる方の減少、グループを取りまとめられる方の高齢化により活動ができなくなる団体もあり、その流れを止めるべく、市の体操教室においては活動再開への支援や通いの場の新規立ち上げなどを積極的に行っています。その成果として、昨年度から廃止された件数2件に対し、新規立ち上げを行った件数が10件となり、今後においても継続的に支援を行う予定としています。

課題としましては、参加しているメンバーはある一定期間で固定化され、その固定メンバーが高齢化し通いの場自体が廃止となる傾向にあり、その廃止された地区を集中的に立ち上げ支援を行い、新たなメンバーによる新規立ち上げを行うことが繰り返されています。最終的に何か所くらい開設かとのご質問ですが、まずは今の通いの場の数を少しでも維持することが重要だと考えています。

2点目の、通いの場の利用状況についてお答えします。

利用状況は、趣味の活動以外の市や社会福祉協議会、各スポーツ団体の参加人数は把握しており、その推移では令和4年度134団体1,787名となっており、令和3年度よりも348名増加しています。なお、令和3年度については新型コロナウイルス感染症の影響も大きく、令和2年度より

も149名減少しておりましたので、活動再開支援や新規立ち上げ支援も順調に行えていると考えています。各活動の中で欠席が続くとメンバー内で健康状態を心配され、活動に欠席された方への声掛けを行うといったコミュニティが生まれていると同時に、参加困難となった方に対しては市保健師が訪問し生活支援のサービスにつなげるなどの支援を行っています。

フレイル対策の効果については、65歳以上に占める要支援者・要介護認定者数の割合を意味する介護認定率は、全国・岐阜県ともに令和3年3月末と令和5年8月時点を比較し、0.6%上昇しているところ、飛騨市については0.1%の上昇と抑えられておりますので、一定の効果が出ているものと評価しております。また、認定者の内訳についても要介護者が減少し要支援者が増加していることから、健康寿命が延伸しフレイル対策効果があると考えています。この要因は通いの場の利用だけではなく、積極的な訪問や医療・介護事業所などとの連携を行うことで実現されており、引き続き地域包括ケアシステムを構築・進化させていきたいと考えています。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

コロナ禍が長引いて3年余り、こういった施設をせっかく準備していただいたと思うのですが、なかなか高齢者の方も移動することは難しかったと思いますので、今後粘り強くこういった施設を利用していただけるように、また、どうしても市街地の方は移動手段も困難だと思いますので何とか市街地の方も利用できるような、狭い地域でそういった場所を設けていただくようお願いしたいと思います。飛騨市は0.1%の上昇ということで、明らかにフレイル対策ができていのかと思います。今後、団塊の世代が始まりますので、300か所と言わずにもっと多く施設を設けてフレイル対策をしていただきたいというふうに思います。

それでは、3番目の質問に移ります。空き家売買の契約について。飛騨市では、人口減少対策、空き家対策の一環として市内宅地建物取引業者と連携し、買い手・借り手につなぐ空き家情報サイト「住むとこネット」を開設し、毎年多くの物件の売買や賃貸を成約されていますが、最近建物が売買された物件で令和3年11月には神岡町東雲地区、令和4年8月には神岡町上山田地区、令和4年11月には神岡町殿地区において建物火災が発生して、殿地区の火災は個人売買でしたが、所有者との契約で火災等発生した場合、責任を持って処分するよう契約したそうで、火災後は解体処分されています。

しかし、上山田地区と東雲地区の建物は現在も解体処分されず放置したままの状態、両方公道沿いに建てられ、特に上山田地区は子供の通学路になって非常に危険な状況です。地域住民からも早く解体してほしいという要望も出ていますので、今回何点か伺います。

1つ目、住むとこネットの契約内容は。神岡町東雲地区の物件は住むとこネットの紹介と聞きました。契約の際には万が一、火災等で損壊した場合は、買い手が責任を持って建物の解体等を行う契約はしていないのか。また、できないのであれば、その理由をお聞かせください。

2つ目、万が一のときの解体指導は。個人または直接取引事業者との売買の場合、行政としては介入することは困難だと思いますが、不動産事業者や空き家持ち主に火災等、万が一の場合は解体するように契約書を交わすことを行政側として指導できないのか伺います。また、持ち主は保険会社より保険金を受け取ることと思います。罹災証明を消防署へ取得に訪れたときに解体等の指導はできないのか伺います。

3つ目、空家等対策の推進に関する特別措置法の適用は。調べたところ、火事があった家を解体するかは原則所有者の判断ですが、解体せずに放置する場合、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき処罰されることもあるそうです。その場合、罰金や行政による強制的な解体工事の費用の請求を求めることができるとあります。今回の物件ではこのような措置はとれないのか伺います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

私からは空き家売買の契約についてのうち、1つ目の住むとこネットの契約についてと、2つ目の解体の指導について関連がございますので一括してご答弁申し上げます。

議員ご指摘の令和3年11月に火災により全焼しました神岡町東雲地内の物件は、おっしゃるとおり移住された方が飛騨市住むとこネットを通じて令和3年4月に空き家を取得された物件でございます。売買に係る契約に関しましては、市は必要に応じて情報提供や連絡調整を行います。物件に関する交渉、契約その他の仲介行為には関与せず一切の責任を負わないこととしておりますので、市は契約の内容について関与しておりませんし、承知もしておりません。この旨は、飛騨市住むとこネットのサイト上にも注意事項として記載しているところでございます。

また、万が一のときの解体指導につきましても個人の財産のことであり、行政から解体を指導する根拠がございません。

なお、当該物件の周辺住民から早く解体してほしい旨のご意見は市のほうにも届いており、何度か当該物件所有者と連絡を取って解体処理の意思確認をしておりますけれども、諸事情により解体に手が付けられない旨を伺っており、引き続き状況を注視してまいります。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

続きまして、私からは3点目の空家等対策特別措置法の適用についてお答えいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法、以下「空家特措法」と述べます。それを適用するには建築物であることが前提となるものですが、建築物とは建築基準法第2条第1項第1号により、「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの」と規定されています。

議員が例に挙げられている神岡町内の火災物件にあつては、いずれも焼失による破損度合いが著しく、既に建築物としての要件を備えていないことから空家特措法の適用外となり、過料や強制的な解体工事費用の請求を本人に求めることはできないと考えます。

また、火災により焼失した家屋の建材等につきましては、一般廃棄物や産業廃棄物として分類されることから、罹災証明があれば減免申請を行うことは可能ですが、いずれにしても所有者の費用負担により処分することとなります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

空き家対策にしる、こういった火災にしる、なかなか行政としては法律等いろいろあって難しいと思いますが、両方とも書いておりますように公道沿いで大変危険な場所です。法に縛られてなかなかできないかもしれませんが、市民の安全を守るという観点からは何か手当があるのではないかというふうに思っておりますので、今後も市民の安全を守るということで進めてもらいたいと思います。

あと1点、谷尻部長の建物の形態がない場合は駄目だということだったのですが、御存じだと思いますが東雲の建物は柱もあり、屋根も傾いていますけどあるのですが、あれは建物というふうには認められないという理解でよろしいでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

私も現地のほうを確認してきました。確かに残っているといえれば残ってはいるんですけども、一般的にあれを見て建物、いわゆる資産というような形にはならないのかなということをおもっております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

建物を見ていただいて、そういったことであれば致し方ないのですが、先ほど言ったように公道でありますので何とかそういった対策を行政として検討していただきたいというふうに思います。

それでは4つ目の質問に移ります。市役所のテレワークについて。新型コロナウイルス感染症も重症化はしないが、いまだに感染者が出ています。季節性インフルエンザも例年は11月頃より感染者が多く発生しますが、今年は9月頃より流行が起こる異例の状態のようです。また、子供の発生が多いとされたプール熱も時期が異なり流行し、大人への感染も多く発生しています。

このように家庭内で感染者が出た場合、職場での感染する恐れがあるため仕事を休まれる方もいると思います。今後また大規模なウイルス感染症が起きた際、テレワークであれば被害の拡大を抑えることができます。市役所でも今のうちからテレワークで働ける環境を整備しておけば、感染症や災害が起きた場合もテレワークができれば行政機能の維持につながると思います。

市役所のテレワーク業務について伺います。現在、飛騨市役所では全ての業務では無理だと思いますが、テレワークの検討は進められているのか伺います。また、テレワーク業務をした場合の課題や問題点があれば伺います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、テレワークの検討につきましてご答弁させていただきます。

市役所におけるテレワーク業務につきましては、新型コロナウイルス感染症を機に利用できる環境を整えてまいりましたが、あくまでもこうした緊急時に対応するために急遽整えた環境であるため、市役所内におけるテレワークの詳細なガイドラインが定まっておらず、通常の業務には

活用が難しいのが現状で、令和5年4月から11月の利用実績は15名60件に留まっております。

そこで、テレワークをより利用しやすい環境を整えるため、総務省の事業である地域情報化アドバイザー派遣制度を活用し本年6月から7月にかけて計3回の支援を受け、職員向けのテレワーク活用に関する研修会を実施したほか、市独自のガイドラインの作成を進めており、今年度中の施行を予定しているところでございます。

一方で、テレワークの大きな課題として基幹系のシステムが利用できないことが挙げられます。このことにつきましては昨年の9月議会において徳島議員からの一般質問にもお答えしておりますが、元々セキュリティー上の問題から基幹系ネットワークとOA系のネットワークを分離する必要があるため、技術面からも国のガイドライン上からも現時点においてテレワークによる利用は不可能となっており、業務の大半で基幹系システムを使用している部署においてはテレワークに移行することが難しい状況にあります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

一番の課題はやはりセキュリティーの問題だと思います。ただ、この3年間のコロナ禍の中で多くの会社がテレワークで過ごされたので、そういった安全面の技術はかなり向上していると思います。特に先ほどここで述べましたけども、感染症だとか災害だとか、今後何が起きるか分からないときに行政が動かないと市民の方の安全安心が守れないということで、ぜひこのテレワークは飛騨市が率先して進めていただいて、今後一歩でも二歩でも進んでいただきたいと思います。これで質問を終わります。

〔4番 上ヶ吹豊孝 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で4番、上ヶ吹議員の一般質問を終わります。